

三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成事業実施要綱

令和8年4月1日
制定

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）を設置していない又は現に設置しているエアコンが故障等により使用できない低所得世帯に対して、エアコンの購入及び設置等に要する費用（以下「エアコン購入費」という。）を助成する事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、夏季における熱中症による健康被害の予防を行い、福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条の規定による申請をした日時時点で三鷹市（以下「市」という。）内に居住し、かつ、市に住民登録があること。
- (2) 令和7年度又は令和8年度において、住民税が非課税である世帯、住民税均等割のみ課税されている世帯又は児童扶養手当を受給したことがある世帯であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯でないこと。
- (4) 居住している住宅において、エアコンを設置していないこと又は現に設置しているエアコン（以下「既存機器」という。）が故障等により使用できないこと（他に冷房機能を有する機器が自宅に存在しない場合に限る。）。
- (5) 過去に本市又は他自治体で同種の助成を受けていないこと。
- (6) 暴力団（三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められる世帯でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、助成対象世帯とすることができる。

(助成対象機器等)

第3条 助成の対象となるエアコンは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 第8条第1項の規定によるエアコン購入費の助成金（以下「助成金」という。）の交付決定の後、販売店舗、通販サイト（インターネット上で電子商取引のサービスを提供するウェブサイトをいう。）等の事業者（以下「販売

事業者」という。)において購入すること。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

- (2) 壁又は窓枠に固定して設置するエアコン（新品、中古品を問わない。）であること。ただし、市長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓枠に固定して設置することが困難であると認める場合は、この限りでない。
- (3) 助成対象世帯が居住する住宅に設置するものであること。
- (4) 事業の用に供するものでないこと。
- (5) 原則として、店舗又は事業者において購入したエアコンであること。

2 この要綱による助成の対象となるエアコンの台数は、1世帯当たり1台とする。

3 助成金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、省エネ性能の高いエアコンの購入に努めなければならない。

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エアコン本体の購入費（販売事業者から購入したものに限る。）及び配送費
 - (2) エアコンの設置に係る標準的な設置費（エアコンを購入した販売事業者と異なる事業者（以下「設置事業者」という。）が設置を行う場合を含む。）
 - (3) 既存機器の撤去・処分費及びリサイクル費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成の対象としない。
- (1) 延長保証料
 - (2) エアコン本体とは別に購入するリモコンの電池、交換用フィルター、洗浄用スプレー等の消耗品及び配管カバー等の費用
 - (3) 販売事業者及び設置事業者以外の者がエアコンの設置を行った場合に要した費用
 - (4) 既存機器の故障に伴う修理費用
 - (5) 見積に係る費用（出張料、見積書作成料等）

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、エアコンの購入等に要した費用で、申請者が実際に支払った額（前条第1項の費用の合計額）とする。ただし、エアコンの購入に際し、販売事業者、設置事業者等のポイント又はクーポン、自治体が発行する商品券等を利用した場合は、当該利用額を控除した額とする。

2 助成金の交付は、1世帯につき1回に限り、12万円を上限とする。

（助成金の交付申請）

第6条 申請者は、エアコンを購入する前に、三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書（第4条第1項の費用の内訳金額が分かるもの）
 - (2) 世帯全員の課税状況を証明する書類（市で確認できる場合は省略できる。）
 - (3) 児童扶養手当証書の写し（該当する場合）
 - (4) エアコンを設置する住宅の所有者等のエアコン設置に係る承諾書（設置する住宅が賃貸物件の場合）
 - (5) エアコンの設置を予定する場所の状況が分かる写真等（必要に応じて市長が指示するもの）
 - (6) 本事業の目的に反して助成を受け購入した機器を転売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しない旨の誓約書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による助成金の申請期限その他の事項は、市長が別に定める。
（住宅の訪問調査）

第7条 申請者は、市長が必要と認めるときは、エアコンを購入する前に、エアコンの設置をしようとする住宅において、市長が実施する訪問調査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の訪問調査の日程調整を開始した日から起算して2週間以内に訪問調査を行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、助成金の交付の決定をしなければならない。

- 2 前項の規定により助成金の交付を決定したときは、三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、エアコンの購入及び設置が完了したときは、三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成金請求書兼口座振替依頼書（様式第4号。以下「請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) エアコンの購入、設置等の費用を証する領収書（エアコン本体の購入日、購入費、製品名並びに購入したエアコンの販売事業者又は設置事業者の名称及び所在地が分かるもの）の写し
- (2) エアコンを設置した住宅の住所が分かる納品書等の写し
- (3) 助成金の振込先口座の通帳等の写し（児童扶養手当の振込口座に振り込

みを希望する場合は省略できる。)

(4) 設置完了後のエアコンが確認できる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成金の請求期限その他の事項は、市長が別に定める。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知し、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を備えないことが判明したとき。

(2) 交付決定者から文書による申請の取下げがあったとき。

(3) 虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(4) 交付決定者が第9条第2項に定める請求期限までにエアコンの購入及び設置を行わないとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成の交付決定を取り消したときは、三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(他制度との調整)

第13条 この要綱による助成金は、国、他の地方公共団体等による同趣旨の助成金、給付金等の交付を受ける場合は、これを調整し、重複して受給することができない。

2 前項の助成金の額の算定に当たり、東京都の家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱(平成31年3月7日付け30環地地第479号)の規定に基づくポイントの付与の対象となる製品を購入した場合は、当該ポイント相当額を控除した額を助成対象経費とする。

(請求が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 交付決定者から第9条第2項の請求期限までに請求書の提出がなかつ

た場合は、当該交付決定者が助成金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 第9条第1項に規定する助成金の請求に係る書類の不備により請求書に記載の金融機関の口座に助成金の振り込みができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず、当該書類の補正が行われず、交付決定者の責に帰すべき事由により令和9年3月31日までに交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(機器の管理等)

第15条 エアコン購入費の助成を受けた者は、最善の注意をもって当該助成を受けたエアコンを使用し、維持管理しなければならない。

- 2 エアコン購入費の助成を受けた者は、本事業の目的に反して当該助成を受けたエアコンを譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。